

少子化対策の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る実情や課題に関する調査業務 募集要項

1 目的

我が国の出生数は統計調査開始以来、初めて 80 万人を下回るなど、少子化の流れに歯止めがかからない状況にある。その最大の要因は、婚姻数の減少であり、コロナ禍がさらにその動きに拍車をかけることになった。

こうした少子化の進行は、国家存続にも関わる大変な危機であり、安心して子どもを産み、育てられる社会を実現していくため、あらゆる対策を講じていく必要がある。

この点に関して、欧米では、事実婚家庭の子どもを法的に保護する制度がつくられており、例えばフランスでは、PACS（連帯市民協約）を結んだカップルとその子どもは、法律婚と同等の親子関係が保障されている。そのことがフランスの出生率の高さに繋がっているとの指摘もある。

そこで、少子化の観点から、結婚・子どもを巡る実情や課題、海外の事例・制度等を整理・分析するとともに、日本でも事実婚の子どもを法的に保護する制度等を導入する場合の効果や課題、法的な問題を整理するための調査を実施する。

2 業務内容

- (1) 我が国の少子化の実態や要因に関する統計データ等の整理・分析
- (2) 我が国における婚姻制度や婚外子、事実婚の実情や課題の整理
- (3) 諸外国等のデータ等の整理・分析
- (4) 諸外国における婚外子や事実婚の法的保護等に関する制度・事例の整理・分析
- (5) 諸外国の制度のニーズ等に関するアンケート調査の実施
- (6) 我が国において婚外子や事実婚を法的に保護する制度等を導入する場合の効果や課題、法的な問題の整理

※詳細は、別添 1 の委託業務仕様書をご参照ください。

3 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

4 委託金額限度額

委託金額の上限は 10,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、委託料の支払い方法は原則精算払いとします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

契約締結の日から 2025 年 3 月 21 日（金）まで

6 応募資格

応募の資格者は法人又は団体とし、次の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 応募方法等

(1) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 開催日時

2024 年 4 月 19 日（金）午前 11 時から午前 11 時 30 分まで

イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teams を使用）

ウ 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行ってください。

- ・ 申込期限：2024 年 4 月 18 日（木）正午
- ・ メールの見出しは「少子化対策の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る実情や課題に関する調査業務の説明会参加」としてください。お申込みいただいた方へ、オンライン会議の URL や注意事項等を電子メールで送付します。
- ・ 本文中に次の 1～3 を記載してください。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第一グループ
電子メール：kikaku@pref.aichi.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添 2 「企画提案書類作成要領」により必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 企画応募書（様式 1）
- (イ) 企画提案書（様式自由）
- (ウ) 経費積算書（様式自由）
- (エ) 事業実施体制及び同種事業実績（様式 2）
- (オ) 添付書類（提出者（団体）の概要がわかる資料）（様式自由）
- (カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3・4）
（※応募要件ではありませんが、該当があれば提出してください。）

イ 提出部数

上記アの（イ）～（エ）については 8 部を、（ア）、（オ）及び（カ）については 1 部を、それぞれ提出してください。

ウ 提出期限

2024 年 5 月 9 日（木）午後 5 時（必着）

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第一グループ

オ 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱います。

- ・採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示します。
- ・不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

カ その他

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書は返却しません。

(3) 応募に関する問い合わせ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課企画第一グループ 担当：今井・牧野
所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話 052-954-6088 (ダイヤルイン)

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査を行い選定します。ただし、提案書が5件を超える場合、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う場合があります。選定委員会は非公開とし、審査の経過など選定に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

なお、審査に当たり、企画書の内容についてプレゼンテーションしていただくとともに、質疑応答の機会を設けます（日程は2024年5月14日（火）を予定）。プレゼンテーション等を実施していただく方には、実施方法、時間、場所、留意事項等を2024年5月10日（金）までに通知します。

(2) 審査基準

選定委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

① 業務全体の実施体制・実績

- ・調査の実施体制（必要かつ十分な人員、担当者の経歴、担当業務の割振りなどの体制）が適切に構築されているか。
- ・過去に類似又は関連する業務の実績があり、適切な調査の実施を見込めるか。

② 業務全体の方針・進め方

- ・調査方針は本業務の目的やねらいを的確に理解したものとなっているか。
- ・業務の工程（プロセス）、スケジュールは適切か。

③ 業務実施内容

ア 我が国の少子化の実態や要因に関する統計データ等の整理・分析

- ・参照する統計データの選択や分析方法は適切か。
- ・データは体系的に整理された上で分析されているか。

- イ 我が国における婚姻制度や婚外子、事実婚の実情や課題の整理
 - ・実情や課題を把握・整理するための切り口や手法は適切か。
 - ・有識者の選定（人選・人数等）及びヒアリング項目は適切に設定されているか。
- ウ 諸外国等のデータ等の整理・分析
 - ・対象とする国及びその数は適切に設定されているか。
 - ・データ等は、アで整理するデータ等調査内容と比較が可能か。また、入手先や入手方法は適切か。
- エ 諸外国における婚外子や事実婚の法的保護等に関する制度・事例の整理・分析
 - ・制度・事例の入手先や入手方法は適切か。
 - ・制度・事例の整理・分析にあたっては、専門的な知識を有する者が配置されているか。
 - ・整理・分析のねらいは調査の趣旨に沿ったものとなっているか。
- オ 諸外国の制度のニーズ等に関するアンケート調査の実施
 - ・アンケートの質問項目等の設定は適切か。
 - ・標本数を確保するための工夫はあるか。
- カ 我が国において婚外子や事実婚を法的に保護する制度等を導入する場合の効果や課題、法的な問題の整理
 - ・制度等の導入に関する効果や課題、法的な問題を整理する手法は適切か。

④ 見積金額

- ・予算の範囲内で業務内容に見合った経済的かつ妥当な見積りとなっているか。
- ・必要な業務経費が計上されているか。

⑤ 社会的価値の実現に資する取組

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

9 質疑

本業務に関して質問がある場合には、以下により、質問書を提出してください。

(1) 質問書の様式

別紙による。

(2) 提出期限

2024年4月23日（火）正午（必着）

(3) 提出方法

愛知県政策企画局企画調整部企画課に電子メール（kikaku@pref.aichi.lg.jp）で提出してください。件名は「少子化対策の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る実情や課題に関する調査業務に関する質問」としてください。

(4) 質問への回答

2024年4月25日（木）までに、質問者及び説明会の参加者すべてに電子メールにて通知します。また、愛知県公式ウェブサイト「ネットあいち」に掲載します。

10 スケジュール（予定）

2024年4月19日（金）	説明会の開催
4月23日（火）	質問書の提出期限
4月25日（木）	質問書に対する回答の公表

5月9日（木）	企画提案書の提出期限
5月14日（火）	プレゼンテーション等の実施（対象者のみ）
5月中旬	委託先の決定・契約

11 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、進捗状況の確認・報告など、定期的に県と連絡調整を行ってください。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとします。
- (3) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得てください。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負っていただきます。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはなりません。契約終了後も同様です。
- (5) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。
- (6) 本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応してください。